

# 群馬県市町村会館管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成17年8月30日

条 例 第 3 号

改正 平成26年4月 1日条例第2号

平成28年2月22日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会の報告)

第2条 群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組合公平委員会（次条において「公平委員会」という。）は、毎年5月末までに、群馬県市町村会館管理組合管理者（以下「管理者」という。）に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第3条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。ただし、群馬県市町村会館管理組合の職員に関するものに限る。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表事項及び公表の時期)

第4条 管理者は、前年度における人事行政の運営の状況に関し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項及び第2条の規定による報告を毎年8月末までに、公表しなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員の服務の状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(公表の方法)

第5条 前条の公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法で行う。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(暫定措置)

- 2 第2条中「5月末」とあるのは、平成18年3月31日までの間においては、「10月末」とする。  
第4条中「8月末」とあるのは、平成18年3月31日までの間においては、「12月末」とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。